

特定農産加工業経営改善等臨時措置法について



令和8年7月
新事業・食品産業部

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

(目次)



1	特定農産加工法による支援措置の概要・仕組み	P 1
2	経営改善措置・事業提携について	P 2
3	調達安定化措置について	P 3
4	支援措置（金融/税制）	P 4
5	取組事例	P 6
(参考)	経営改善措置・事業提携、調達安定化措置のお問合せ先	P 8
(参考)	融資についてのお問合せ先	P 10

1 特定農産加工法[※]の概要・仕組み

概要

農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、①経営改善措置・事業提携、②調達安定化措置を行う特定農産加工業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資（金融上の支援）及び事業所税の課税標準の特例（税制上の支援）を講ずる。

支援措置の仕組み

経営改善措置 事業提携

農産加工品等の関税引下げ等
による安価な輸入農産加工品
との価格競争等の影響に
対処するための取組

調達安定化措置

世界的規模の需給のひっ迫等
に起因する輸入原材料の
価格水準の上昇・高止まりに
対処するための取組

計画
承認

(株)日本政策
金融公庫の
長期低利融資

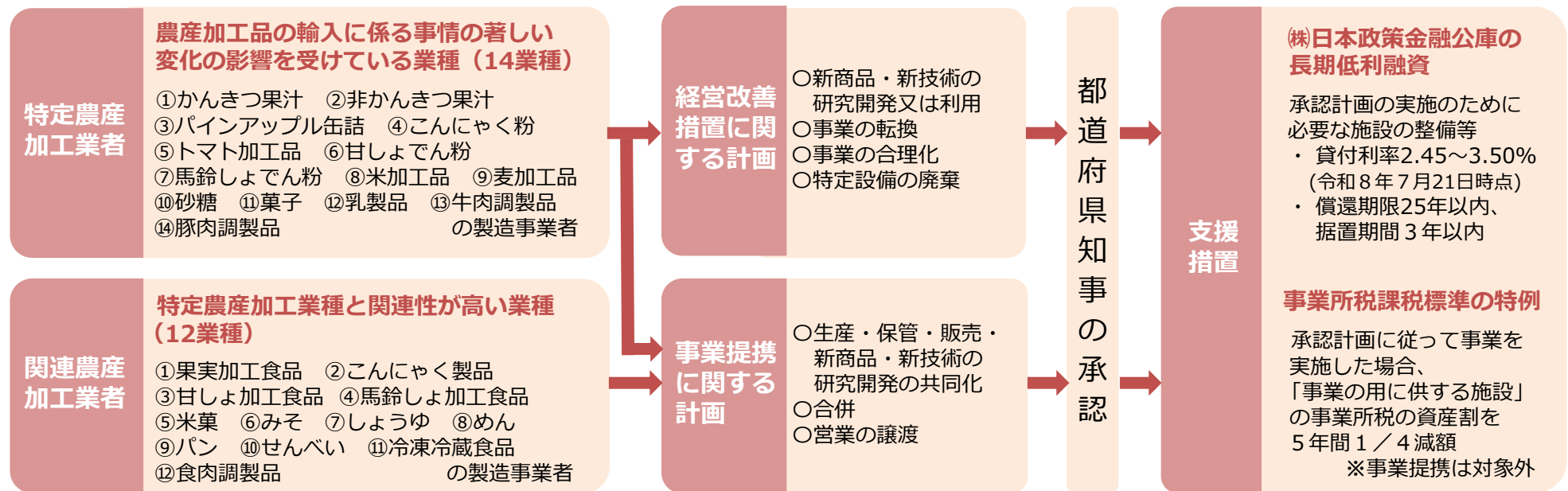
事業所税
課税標準の特例
(事業提携は対象外)

※正式名称：特定農産加工業経営改善等臨時措置法

2 経営改善措置・事業提携について

概要

- ・農産加工品等の関税引下げ等の輸入事情の著しい変化に対処するため、**1989（平成元）年**に特定農産加工業経営改善臨時措置法を制定（法有効期限 5 年間）。農産加工業者が行う経営改善措置に対して**金融・税制上の支援を措置**。
- ・関税引下げ等による影響を踏まえ、これまで 5 年ごとに有効期限を延長。直近では**2024（令和 6）年**に法改正を行い、**2029（令和 11）年 6 月 30 日まで延長**。



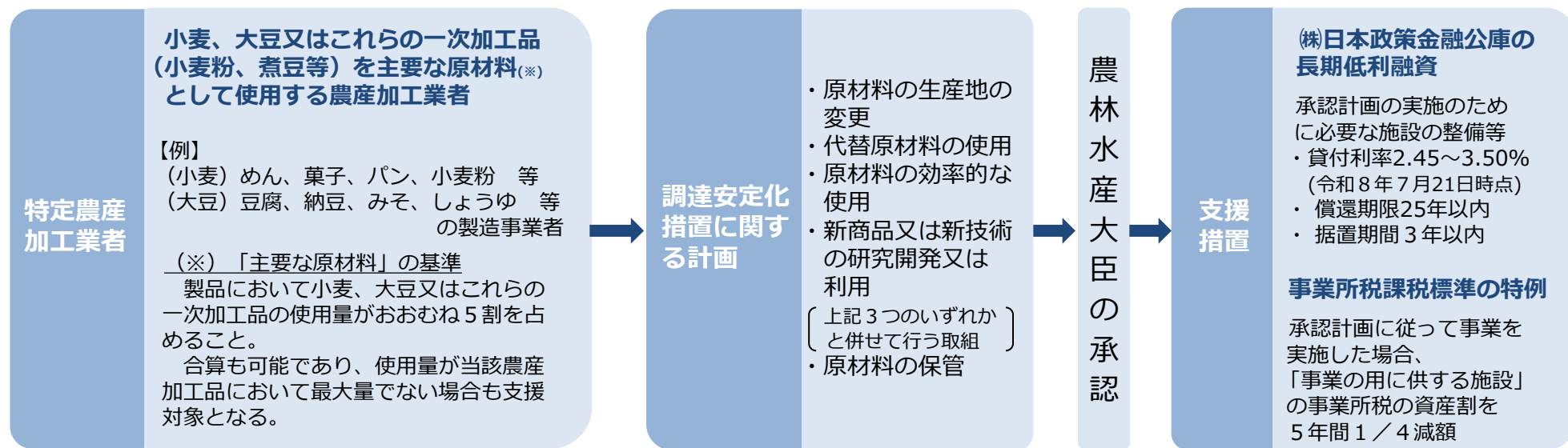
計画の承認基準

- ・当該計画が経営改善措置の実施による**売上高又は経常利益の伸び率の目標**として**年平均 1 %**を上回る率を定めること（経営改善計画のみ。）
- ・**地域の農産物の利用の促進**又は地域の農産物の特色を生かした**農産加工品の生産の促進**に資すること。

3 調達安定化措置について

概要

- ・国際情勢の変化により、**輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まり**しており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
- ・これを踏まえ、**2024（令和6）年の法改正で、原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）**に対する支援措置を**新たに整備**（有効期限は2029（令和11）年6月30日）。



計画の承認基準

- ・**有効性**：計画の内容が、調達が困難となっている**小麦、大豆等の調達の安定化を図る**上で有効なものとなっているか。
（数値目標）○原材料の生産地の変更又は代替原材料の使用：**生産地の変更率又は代替原材料の使用率が5%以上**
○原材料たる指定農産物等の効率的な使用：**削減率が1%以上**
○原材料の保管：**保管容量の増加率が5%以上**
- ・**適切性**：原材料となる農産物について、**生産地との関係性**においてその**調達方法が適切**なものとなっているか。

4 支援措置（金融）

概要

金融上の支援措置として、承認を受けた計画に従って実施する経営改善措置・事業提携又は調達安定化措置に必要な機械・施設の導入等に対し、**（株）日本政策金融公庫による長期低利融資**を措置。

貸付条件

<貸付利率>

本資金は固定金利型です。

最新の貸付利率は、日本政策金融公庫のHPで御確認ください。

(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_11.html)

融資額 \ 融資期間	11年	15年	20年	25年
2.7億円以下	2.45%	2.85%	3.15%	3.35%
2.7億円超	2.60%	3.00%	3.30%	3.50%

令和8年7月21日時点

<償還期限>

10年超

25年以内

（据置期間3年以内）

<融資限度額>

負担する
額の

80%

想定事例

（調達安定化措置による保管庫の追加）

めん製造事業者が、新たに国産小麦を使用するにあたり、1機2千万円の保管庫を導入。

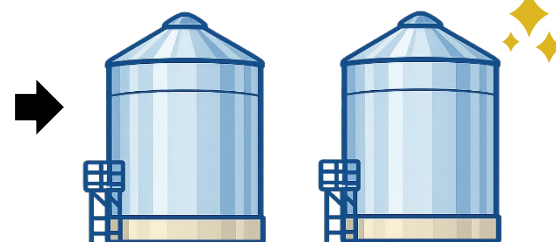
（融資可能額）

2千万円 × 80%（貸付限度） = **1.6千万円**
の融資が可能！

外国産小麦専用



外国産小麦専用 + 国産小麦専用



※詳しくは、お近くの日本政策金融公庫等にお問い合わせください。

4 支援措置（税制）

概要

税制上の支援措置として、承認を受けた計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る**事業の用に供する施設**に対して課税される**事業所税**について、**一部控除**（事業提携は対象外）。

特例の概要

承認後

資産割課税標準の

5 年間 **4分の1** を控除

事業所床面積
（資産割課税標準）
税率：600円/㎡
免税点：1,000㎡以下

課税部分

控除分（1 / 4）

ポイント

経営改善措置又は調達安定化措置を実施する事業所と**一体となって計画を実施する事業所**についても、特例が受けられる場合があります。

※計画の申請者が直接所有するもの、各事業所の特定農産加工業種がすべて同一である場合に限る。

想定事例

（調達安定化措置による国産切替）

納豆製造事業者が、国産切替のため下処理設備を新たに導入。調達安定化措置に係る農産加工品の事業の用に供する施設を有する**事業所床面積**（課税標準）が3,000㎡の場合
 $3,000\text{㎡} \times 1/4 \times \text{税率} (600\text{円}/\text{㎡})$
= 45万円の効果！

課税団体（令和8年7月1日現在・75団体）

札幌市、旭川市、仙台市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、東京都（特別区の存する区域）、武蔵野市、三鷹市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、京都市、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、広島市、福山市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

※詳しくは、課税団体の事業所税担当窓口にお問い合わせください。

5 取組事例（経営改善措置）



取組事例（トモエ乳業株式会社・年商473億円）※

業種：**乳製品製造業**（牛乳乳製品・デザート類の製造等）

取組：工場の生産効率を高め、需要に応じた増産に対応するため、毎時14,000本を生産できる**殺菌機、タンク、牛乳の充填機等の最新設備を導入**。これにより、1ℓ牛乳パックの製造において**生乳の殺菌から製品をパレットに載せるまでのほぼ全ての工程を機械化**。

成果：**工程の大部分が機械化**されたことで、**生産性が向上し、省力化**を実現。設備導入時に機械の配置を工夫したことも相まって、**人の出入りが少なく効率的な動線**となり、衛生管理の高度化にも寄与。これらの結果、売上高・経常利益ともに**計画を上回る**実績につながっている。



↑導入した1ℓ牛乳パックの充填機

※2025年3月期

その他の事例

事例① 業種：**菓子製造業**（ビスケット製造）

取組：取引先からの需要が年々高まる中、**焼成ラインを増設**し生産量の増加を図るとともに、**省力化**のため**包装機**を導入。これにより、売上高向上や製造ラインの効率化につながっている。

事例② 業種：**かんきつ果汁製造業**

取組：常温保管可能な新製品を製造するため、**工場を新設し、専用の充填機を導入**。新製品製造により、生産量増加と売上高向上につながっている。

5 取組事例（調達安定化措置）



取組事例（株式会社三和豆水庵・資本金1,000万円）

業種：**豆腐・厚揚げ製造業**（大豆）

取組：輸入大豆の価格高騰に対応し、調達の安定化を図るため、絹厚揚げ・厚揚げの主原料である大豆を**国産に切替**。これに伴い、専用の厚揚げ凝固成型設備、フライヤー、コンベア等の**最新設備を導入**した。

成果：1 製造ラインで**1日当たり60,000個**の厚揚げを製造できるようになった。また、従来、厚揚げは輸入大豆を用いたものが大半で、国産大豆を使用したものは市場にほぼなかったが、**国産原材料使用という付加価値を付け展開**することで、販売も順調に増え、同社の主力となる製品となった。



↑ 導入した絹厚揚げ製造ライン

その他の事例

事例① 業種：**パン製造業**

取組：既存の食パンをリニューアルし、**国産米粉使用100%の食パン**を新商品として新たに追加で製造するには、技術的にも数量的にも既存の設備だけでは対応できなかったが、**最新設備を導入**することで、新商品の安定的な製造が可能となった。（**代替原材料の使用**）

事例② 業種：**めん製造業**

取組：これまで外国産小麦のみを使用しており、その保管についてはサイロ1機を使用していたが、新たに**国産小麦**を取り扱うことに伴い、**専用サイロを1機追加で導入**した。（**原材料の保管**）

(参考) 経営改善措置・事業提携のお問合せ先



経営改善措置・事業提携は都道府県知事の承認が必要です。
申請する事業所が所在する都道府県担当窓口までお問い合わせください。

都道府県	担当部署	電話番号	都道府県	担当部署	電話番号
北海道	北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課	011-204-5432	三重県	三重県農林水産部フードイノベーション課地産地消・ブランド推進班	059-224-2395
青森県	農林水産部食ブランド・流通推進課食品産業振興グループ	017-734-9456	滋賀県	滋賀県農政水産部みらいの農業振興課食のブランド推進室	077-528-3891
岩手県	岩手県農林水産部流通課 6次産業化推進担当	019-629-5715	京都府	京都府農林水産部流通・ブランド戦略課	075-414-4964
宮城県	宮城県農政部食産業振興課食ビジネス支援班	022-211-2812	大阪府	大阪府環境農林水産部流通対策室産業連携グループ	06-6210-9606
秋田県	秋田県農林水産部農業経済課金融・団体指導チーム	018-860-1766	兵庫県	兵庫県農林水産部流通戦略課	078-362-3486
山形県	山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課	023-630-3088	奈良県	奈良県食農部豊かな食と農の振興課	0742-27-5427
福島県	福島県農林水産部農林企画課	024-521-8041	和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課	073-441-2881
茨城県	茨城県農林水産部農業技術課 管理G	029-301-3867	鳥取県	鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7260
栃木県	栃木県農政部経済流通課農産物ブランド推進班戦略推進チーム	028-623-2298	島根県	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-6201
群馬県	群馬県農政部ぐんまブランド推進課食品流通係	027-226-3133	岡山県	岡山県農林水産部農林水産総合センター普及連携部産学連携推進課	086-955-0273
埼玉県	埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当	048-830-4095	広島県	広島県農林水産局農業生産課	082-513-3554
千葉県	千葉県農林水産部団体指導課 経営支援室	043-223-3074	山口県	山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課	083-933-3360
東京都	東京都産業労働局農林水産部調整課制度金融担当	03-5000-7180	徳島県	徳島県農林水産部農林水産総合技術支援センター経営推進課	088-621-2432
神奈川県	神奈川県環境農政局農水産部農業振興課	045-210-4422	香川県	香川県農政水産部農業生産流通課	087-832-3416
新潟県	新潟県農林水産部経営普及課	025-280-5301	愛媛県	愛媛県農林水産部食ブランドマーケティング課	089-912-2569
富山県	富山県農林水産部農産食品課	076-444-3282	高知県	高知県産業振興推進部地産地消・外商課	088-823-9704
石川県	石川県農林水産部ブランド戦略課	076-225-1614	福岡県	福岡県農林水産部団体指導課	092-643-3480
福井県	福井県農林水産部中山間農業・畜産課	0776-20-0423	佐賀県	佐賀県農林水産部生産者支援課	0952-25-7112
山梨県	山梨県農政部果樹園芸振興課 園芸・6次産業化担当	055-223-1600	長崎県	長崎県農林部農産加工流通課	095-895-2996
長野県	長野県農政部農村振興課中山間農村・金融係	026-235-7242	熊本県	熊本県農林水産部団体支援課	096-333-2371
岐阜県	岐阜県農政部農産物流通課地産地消係	058-272-8418	大分県	大分県農林水産部企業参入・支援室 企業支援班	097-506-3558
静岡県	静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課	054-221-2733	宮崎県	宮崎県農政水産部農業流通ブランド課	0985-26-7847
愛知県	愛知県農業水産局農政部食育消費流通課	052-954-6719	鹿児島県	鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室	099-286-3179
			沖縄県	沖縄県農林水産部流通・加工推進課	098-866-2255

(参考) 調達安定化措置のお問合せ先



調達安定化措置は農林水産大臣の承認が必要です。

申請する事業所が所在する都道府県を担当する地方農政局等担当窓口までお問い合わせください。

(管轄県)	地方農政局等	計画提出先（郵送）	計画提出先（メールアドレス）	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒060-8646 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎	hk_tokuteinousan@maff.go.jp	011-330-8810
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	keikaku_tohoku@maff.go.jp	022-221-6146
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	hokuriku_tokuteinousan@maff.go.jp	076-232-4149
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	tokuteinousan_kanto@maff.go.jp	048-740-0397
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸二丁目6番2号 名古屋第4地方合同庁舎	tokai_keiko@maff.go.jp	052-746-6430
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	kinki_tokuteinousan@maff.go.jp	075-414-9024
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	shokuhin_chushi@maff.go.jp	086-224-4511
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	tokuteinousan_Kyushu@maff.go.jp	096-211-9111
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	tokuteinousan_oki.s6k@ogb.cao.go.jp	098-866-1673

【本省】 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課（TEL: 03-6744-2060）

特定農産加工業経営改善等臨時措置法HP（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei_nousanho/）

(参考) 融資についてのお問合せ先



融資をご検討される場合は、お近くの（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の支店までお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号
札幌支店	011-251-1261	新潟支店	025-240-8511	鳥取支店	0857-20-2151
帯広支店	0155-27-4011	富山支店	076-441-8411	松江支店	0852-26-1133
北見支店	0157-61-8212	金沢支店	076-263-6471	岡山支店	086-232-3611
青森支店	017-777-4211	福井支店	0776-33-2385	広島支店	082-249-9152
盛岡支店	019-653-5121	甲府支店	055-228-2182	山口支店	083-922-2140
仙台支店	022-221-2331	長野支店	026-233-2152	徳島支店	088-656-6880
秋田支店	018-833-8247	岐阜支店	058-264-4855	高松支店	087-851-2880
山形支店	023-625-6135	静岡支店	054-205-6070	松山支店	089-933-3371
福島支店	024-521-3328	名古屋支店	052-582-0741	高知支店	088-825-1091
水戸支店	029-232-3623	津支店	059-229-5750	福岡支店	092-451-1780
宇都宮支店	028-636-3901	大津支店	077-525-7195	佐賀支店	0952-27-4120
前橋支店	027-243-6061	京都支店	075-221-2147	長崎支店	095-824-6221
さいたま支店	048-645-5421	大阪支店	06-6131-0750	熊本支店	096-353-3104
千葉支店	043-238-8501	神戸支店	078-362-8451	大分支店	097-532-8491
東京支店	03-3270-9791	奈良支店	0742-32-2270	宮崎支店	0985-29-6811
横浜支店	045-641-1841	和歌山支店	073-423-0644	鹿児島支店	099-805-0511

【沖縄振興開発金融公庫】

支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号	支店名	代表電話番号
本店	0120-956-318	北部支店	0980-52-2338	八重山支店	0980-82-2701
中部支店	098-989-6511	宮古支店	0980-72-2446		